

保有個人情報開示請求一部承認決定処分にかかる審査請求について（答申）

1 審査会の結論

●●●●（以下「本人」という。）の法定代理人（本人の親権者）である●●●●（以下「審査請求人」という。）が、令和2年5月17日付けで、青梅市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して提起した審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、実施機関は、実施機関が行った保有個人情報開示請求一部承認決定処分（以下「本件処分」という。）の一部を取り消し、別表の「開示すべき部分」に掲げる部分を開示し、その余の部分を棄却すべきである。

2 審査請求の趣旨

教育部指導室作成の「口頭事項受理書」他（添付資料3・5・8・9）「スクールカウンセラー業務報告書」（添付資料①～⑮）「保健室日誌」（添付資料⑯～⑳）「支援員報告書」（添付資料㉑～㉓）平成31年度見守る子（添付資料㉔）「●●●●小学校いじめ対策委員会議事録」で黒塗りされ開示されなかった●●●●に関する記述・●●●●の言葉を聞き取った記録の開示を求めるといふものである。なお、審査請求書に記載された「審査請求の理由」を踏まえ、この請求においては、上記の添付資料の有無にかかわらず、審査請求人は、3(2)により開示された全ての文書の黒塗り部分の開示を求めていると解するものである。

3 本件事案の経緯

- (1) 令和2年3月30日、審査請求人は、実施機関に対し、青梅市個人情報保護条例（平成9年条例第30号。以下「条例」という。）第13条第1項および第2項の規定にもとづき保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- (2) 令和2年4月13日、実施機関は、本件開示請求にかかる対象情報として特定した文書の一部に条例第14条第1項第2号、第6号またはその両方に該当する部分（以下「本件非開示部分」という。）があるとして本件非開示部分を非開示とし、その余の部分を開示する旨の本件処分をし、保有個人情報開示請求諾否決定通知書（令和2年4月

- 13日付け青教指第39号)により、審査請求人に通知した。同日、審査請求人は本件開示請求にかかる本件処分があったことを知った。
- (3) 令和2年4月15日、実施機関は、本件処分にもとづき、審査請求人に対し、保有個人情報の一部開示を行った。
- (4) 令和2年5月17日、審査請求人は、本件非開示部分を非開示とした決定を不服とし、条例第27条第1項の規定にもとづき本件審査請求をした。
- (5) 令和2年6月18日、実施機関は、本件審査請求について、条例第27条第3項および第4項の規定にもとづき、令和2年6月18日付け青教指第165号により、青梅市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に弁明書の写しを添えて諮問をした。
- (6) 令和2年6月22日、審査会は、上記(5)の諮問に添付された弁明書の写しについて、青梅市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成9年条例第32号)第9条第1項の規定にもとづき、審査請求人に送付の上、同条例第6条第4項の規定にもとづき、実施機関からの弁明書に対する反論書(以下「反論書」という。)の提出を求めた。
- (7) 令和2年8月4日、審査請求人は、審査会に反論書を提出した。
- (8) 令和2年8月7日、審査会は、本件審査請求にかかる会議を開催した。

#### 4 争点

本件審査請求における争点は、実施機関が本件非開示部分を非開示としたとした決定が適法かつ適正であるか否かである。

#### 5 争点に関する実施機関および請求人の主張の要旨

##### (1) 実施機関の主張の要旨

ア 本件開示請求により求められた文書につき、実施機関の保有個人情報として特定したものおよびそのうち非開示としたものの一覧は弁明書別表に掲げるとおりであって、表中、公開種別の欄に「全部開示」と記載のあるものについては、非開示とすべき情報が含まれていなかったため全て開示し、「一部開示」と記載があるものについては、一部開示の理由の欄に記載のとおり、条例第14条第1項第2号もしくは同項第6号またはその両方に該当する情報が含

まれていたため、当該部分を非開示としたものである。

イ 条例第14条第1項第2号の情報は、開示請求者（本件審査請求においては本人）以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別できる情報（以下「第三者情報」という。）である。本件開示請求にかかる保有個人情報はその性質上、第三者情報を多く含んでおり、それらについては、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあると認められるため、当該部分を非開示としたものである。

ウ 条例第14条第1項第6号の情報は、実施機関が行う事務または事業に関する情報であって、開示することにより当該事務または事業の執行に支障を及ぼすおそれがあるもの（以下「行政運営情報」という。）である。本件開示請求にかかる保有個人情報には、実施機関の本人に対する評価等に関する部分が含まれており、それらを開示することにより、今後反復、継続される同種の評価等を行うことが困難になり、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるため、当該部分を非開示としたものである。

エ 今回、行政運営情報を含むと判断した書類（口頭事項受理書、スクールカウンセラー業務報告書等）には、特定の事案を解決するための対応方針等の記録が含まれている。それらは、当該事案の効果的な解決のため、学校側の情報共有等を図る目的で、特定の個人の評価等を伴う内容となっており、今後の学校運営にかかる事務においても反復的かつ継続的に同種の記録をしていくことが想定されるものである。それらの評価等の記録は、当該個人に対し開示されることが予定されているものではない。なぜなら、当該評価等が当該個人に開示されることにより、その記載内容および表現によっては、当該個人の学習意欲や向上心を低下させるおそれまたは当該個人やその保護者と学校との信頼関係を損なうおそれがあり、その懸念から、記録者が当該個人にかかる率直な評価の記録をためらうようなことになれば、前述した当該記録の目的は失われるからである。

オ 審査請求人は審査請求書の「5 審査請求の理由」において、「●●●小学校に再び通学することはないため、情報が開示されても「事務の適正な執行に著しい支障を生ずるおそれ」はない」と主張する。しかしながら、前記ウおよびエに述べたとおり、非開示とするものの趣旨は、実施機関による特定の個人に対する評価等が当該

評価等の対象となる者に対して開示されるという予定されていない事態を避けることにより、行政運営上の目的の達成を担保しようとするところにある。このことは、本人が転校前の学校に今後通学するか否かとは関わりがない。

(2) 請求人の主張の要旨

審査請求書、反論書および口頭意見陳述において、おおむね次のとおり主張している。

ア 本件について、学校側は令和2年2月にそれまでの対応全般について謝罪したが、納得のいく説明がなかった。当事者として学校側がどのように取り組んできたかを知るために、また、今後のいじめ問題への対応が密室化された校内の問題から広い視点に立つ対応へと広がるように、個人情報の開示を求めた。

イ 実施機関は、「個人の評価等であって、開示することにより今後反復、継続される同種の評価等を行うことが困難になると認められること、また事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあること」等を理由に多くの部分を非開示としているが、●●●●が●●●●小学校に再び通学することはないため、情報が開示されても「事務の適正な執行に著しい支障を生ずるおそれ」は、実質的にないと考える。

ウ スクールカウンセラー業務報告書に非開示部分があったが、学校のいじめ防止の対策にかかわる「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」であるところのスクールカウンセラーが、どのような評価をするかは、いじめの防止対策に大きな影響を及ぼしており、専門家として業務に携わっているのだから外からの評価に耐える業務への姿勢が求められるものである。今回、非開示とした部分を開示することで率直な評価をすることができなくなり、業務が形骸化するというのは主客転倒である。

エ 支援員の報告書に非開示部分があったが、そもそも支援員は実際にあったことを客観的に記載することを求められているはずで、支援員による評価があったとすればそれ自体あってよいものか疑問である。また、開示することで今後の業務遂行が困難になるというのも疑問である。支援員の見たこと聞いたことは、いじめ対策委員会にとって大きな情報源であったと考えられ、非開示にすることは

真実を覆い隠し、学校の隠蔽に加担するものである。

オ ●●●● 小学校の校長から青梅市教育委員会への「嫌がらせを受けている児童に対する今後の対応について」という報告にかかる口頭事項受理書に非開示部分があったが、●●●●にとって不利な情報が非開示にされているとすれば、真実は見えず、学校自身が守られるだけであり、適正な事務執行に支障を及ぼすものではないと考える。

## 6 審査会の判断

当審査会は、次のとおり判断する。

### (1) 本件非開示部分の一部については、開示すべきであること

当審査会において、本件非開示部分の全てを確認したところ、その一部（別表に掲げる部分）について、次に掲げる性質の情報であって、条例第14条第1項第2号または第6号のいずれにも該当しないと認められるものがあった。

ア 第三者の権利利益を侵害するおそれがない情報

イ 審査請求人の既知情報

ウ 単に事実の認識の記録であって記録者の評価、判断等とは認められない情報

エ 審査請求人自身の話を記録した情報

実施機関がこれらの情報を非開示としたことには理由がないので、本件審査請求のうち当該情報にかかる部分については、これを認容し、開示すべきである。

### (2) 本件非開示部分のその余の部分については、実施機関が非開示とした判断は妥当であること

実施機関が「本人に対する評価等に関する部分が含まれており、それらを開示することにより、今後反復、継続される同種の評価等を行うことが困難になり、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがある」とすることの根拠となっている条例第14条第1項第6号ウの規定についてあらためて確認すると、次のとおりである。

表 略

この規定中「評価、診断、判断、選考、指導、相談等にかかる事務」とは、例えば学校の内申書、医師の記録するカルテ、採用面接関係資料、健康相談記録等を作成する事務であり、いずれも対象者にかかる率直な評価、診断、判断、選考、指導、相談等（以下「評価等」という。）の記録がなされなければ意味をなさないものである。これらの情報について、当該評価等の対象者に対し、その全ての開示が予定されているならば、記録者は当然に率直な記録をためらうことになると考えられ、そうすると公正または円滑な事務の執行が担保されないもので、この規定が条例に置かれているものである。

このことを踏まえて審査請求人の主張に対しては、次のように判断するものである。

ア まず、●●●●小学校に再び通学することはないため、情報が開示されても「事務の適正な執行に著しい支障を生ずるおそれ」は、実質的にないとの主張については、上記条例第14条第1項第6号ウの趣旨を踏まえると、理由がないものである。それは、評価等の情報の非開示を認めることにより条例が担保しようとしているのは、「当該事務もしくは同種の事務」の公正または円滑な事務の執行であって、本件にかかる事務執行だけでなく、実施機関がその後に行う同種の事務執行の全てが公正または円滑に行われることを担保しようとするものだからである。したがって、本件において今後同種の事務がないことをもって、「事務の適正な執行に著しい支障を生ずるおそれ」がない、とまでは言えないものである。

イ 次に、スクールカウンセラー業務報告書の非開示部分について、専門家として業務に携わっているのだから外からの評価に耐える業務への姿勢が求められ、非開示とした部分を開示することで率直な評価をすることができなくなり、業務が形骸化するというのは主客転倒である、との主張および支援員の報告書に非開示部分があったが、そもそも支援員は実際にあったことを客観的に記載することを求められているはずで、支援員による評価があったとすればそれ自体あってよいものか疑問である、また、開示することで今後の業務遂行が困難になるというのも疑問であって、支援員の見たこと聞いたことは、いじめ対策委員会にとって大きな情報源であったと考えられ、非開示にすることは真実を覆い隠し、学校の隠蔽に加担

するものである、との主張について述べる。

条例第14条第1項第6号は、その情報の記録者が誰であるか、あるいはその情報が特定の事案に対して重要な役割を持っているか否か、といったことではなく、情報の性質に着目して開示しないことを認めているものである。従って、これらの審査請求人の主張は、スクールカウンセラーおよび支援員のあるべき姿や記録の重要性を述べているものではあるが当該規定が適用されることを否定する理由とはならず、従って本件処分を否定する理由とはならないものである。

ウ 最後に、●●●●小学校の校長から青梅市教育委員会への「嫌がらせを受けている児童に対する今後の対応について」という報告にかかる口頭事項受理書に非開示部分があったが、●●●●にとって不利な情報が非開示にされているとすれば、真実は見えず、学校自身が守られるだけであり、適正な事務執行に支障を及ぼすものではないと考える、との主張であるが、当該非開示部分は、弁明書の別表において一部開示の理由が条例14条第1項第2号とされており、第三者情報であることを示している。当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあると認められるため、当該部分を非開示としたものであるため、これについても審査請求人の主張は本件処分を取り消す理由とはならないものである。

## 7 結論

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

令和2年10月29日

青梅市情報公開・個人情報保護審査会

伊 東 健 次（会長）

飛 弾 直 文

齊 藤 和 弥